

第5条 甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後においても、乙に対して通知することなく、応募者と直接連絡を取り、又は応募者を採用してはならない。

(応募者の併願)

第6条 甲は、乙から紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合のあることを確認する。

(苦情処理)

第7条 甲又は応募者から職業紹介において苦情があった場合、乙が厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者が誠意をもって対応するものとする。

(紹介料金)

第8条 甲は、第1条第1項第1号により乙が紹介した応募者（以下、「採用者」という）と雇用契約と締結し、かつ甲において勤務を開始した場合、甲は乙に本件業務の対価として紹介料金を支払う。

1. 紹介料金は、採用者が甲が入社した日から1年間の賃金の15%とする。
2. 甲と乙は、乙から甲へ紹介された採用者ごとに覚書を締結する。
3. 甲が乙に支払う紹介料金は、甲が採用者に支払う報酬額（基本給、諸手当、賞与、残業代等を含む）1年分の15%に消費税を加算した額とする。但し、紹介料金が30万円を下回る場合は、甲が乙に支払う紹介料金は一律30万円（税別）とする。
4. 乙が甲に紹介した採用者が、自己都合又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により入社後3ヶ月以内に退職したときは、乙は前項に定めた紹介料金の半額を甲に返還する。
5. 前項の返還金は、甲が乙へ当該退職者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込料金は乙の負担とする。なお、両社の協議により、他の採用者にかかる紹介料金との相殺によることができる。
6. 第1条第1項第2号のサービスに対する報酬、支払方法等については、甲乙協議の上、都度決定する。

(紹介料金の報告及び、支払方法)

第9条 甲は、前条に基づき算定された紹介料金の額を集計し、すみやかに乙に報告する。

1. 甲は、報告日から10日以内に紹介料金を乙の指定する銀行口座に振り込む。なお振込料金は甲の負担とする。